

第 102 回安来市議会定例会 9 月定例会議 総務企画委員長報告

令和 6 年 9 月 24 日

去る 9 月 2 日に開議されました本会議において本委員会に付託されました「議第 94 号 安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び「議第 97 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」の 2 件について、9 月 13 日に審査を行いましたので、その結果並びに経過をご報告いたします。

はじめに、審査結果については、「議第 94 号」「議第 97 号」ともに全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、審査の経過について主なものを申し上げます。

「議第 94 号」では、委員より、「今回の改正により、現在の事務負担は軽減されるのか伺う」との質問に対し、執行部からは、「マイナンバーの情報を使い、各種情報が入手できるようになるため事務の軽減に繋がると考える。また、申請される方についても、様々な証明を添付する必要がないため、こちらの負担軽減も大きいと考える」との答弁でした。

「議第 97 号」では、委員より、「辺地対策事業債の事業メニューにはどのようなものがあるのか伺う」との質問に対し、執行部からは、「観光やレクリエーションに関する施設、地場産業の振興に資する施設といった『産業振興施設』、市町村道や農林道、除雪機器などが対象の『交通通信施設』、消防施設、保育所やこども園、診療施設そして簡易水道施設といった『厚生施設』、小中学校、公民館や集会所といった『教育文化施設』の 4 つの主な区分がある」との答弁でした。

以上、総務企画委員長報告といたします。